

中世教会における法発展の担い手

——第二部古典期…グラチアーヌスから一四世紀中葉まで

クヌート・ヴォルフガング・ネル 講演

小川浩三 訳

内容目次

- 一 西方キリスト教世界の政治的勢力配置について
- 二 教会法の学問化の環境Ⅰ…早期スコラ学
- 三 教会法の学問化の環境Ⅱ…ローマ法学
- 四 「グラチアーヌス教令集」…特色と意義
- 五 ローマ中央の法定立についての総論、および、各論としての教皇令
- 六 新しい法の「妥当」について
- 七 デクレティステイク（教令集注釈学）とポローニヤの役割
- 八 古い *Compilations*（教皇令集）とデクレタリストイク（教皇令注釈学）
- 九 大規模な教皇令集： *Liber Extra* および *Liber Sextus*

一〇 新しい要因：Rota Romana の判例

一一 学問と教皇権——法発展のための相互の編込み

一二 文献

一 西方キリスト教世界の政治的勢力配置について

教会法の古典期という名称で呼ばれますのは、一一四〇年、すなわち「グラチアーヌス教令集 (Decretum Gratiani)」が書かれたおおよその時期と一四世紀中葉との間の二世紀です。この古典期という名称は、東方正教会と区別された西方カトリック教会を念頭に置いたものです。四世紀末のローマ帝国の分裂（第一部二参照）に始まって、教会もまた神学的な理由から、政治的な理由から次第に二つの部分に分裂してゆきました。最終的な分離の時期と評価されておりますのは一〇五四年で、両教会システムを統合しようとするその後の試みは、結局すべて失敗しました。西方キリスト教世界において、その高度に政治的な面に着目した場合に決定的な出来事となりましたのは、「それまで相互に編込まれていた」政治的権力と教会権力が徐々に解きほぐされて行ったことです。グレゴリウス改革（第一部八参照）のプログラムには、教会の自由 (libertas ecclesiae)、すなわち、霊・教会に関わる事項における俗人支配からの解放の要求がありました。実際政治のレベルでは、司教の任命がとりわけ重要でした。司教は、両方の任務、すなわち聖職者としての職務と世俗支配者としての機能を執り行っていたからです。当時、司教職の盛式の授与、すなわち叙任 (investitura) を行っていたのは国王でした。この行為に対して今や教会は反対するようになりましたが、この叙任という行為から、何十年にもわたって繰り広げられた争いを示すために、叙任権闘争 (Investiturstreit) という

概念が作り出されます。教会内部では、靈的事項 (spiritualia) と世俗的事項 (temporalia) との間の区別がすでに明確にされておりました。この区別が、その後の一三二二年のウォルムス協約の基礎となり、この協約によって両権力、すなわち教会権力と世俗権力は、それぞれの活動領域について司教職への任命を行うこととなりました。この争点の解決の仕方には「イギリス、フランス、ドイツなど国によって」程度の違いがありました。しかし、この解決の後に、西方キリスト教世界における支配とリーダーシップをめぐる原理的な戦いが続きました。教皇と皇帝だけでなく、教皇権とフランスやイギリスといった成長しつつある王国との対立も見られました。それぞれの舞台で、対立の様相と結果はさまざまに異なるものでした。しかし、それでも常に思い出しておかなければならないのは、対立当事者たちが、それぞれがある秩序、および、このような秩序に基づく一定の表象の担い手として正統性をもっていることを原則として相互に尊重し、承認していたことです。したがって、争いはそれぞれの支配の境界を巡るもので、ライバルが政治的あるいは立法によって干渉してくるのを遮断することが問題であり、もちろんそれは、常に直接・間接のヘゲモニーをめぐる争いでもありました。

理念のレベルでもまた軍事的にも戦われたこの争いの結果を、大まかな比率でまとめますと、一二世紀ではその力関係はほぼ五分五分でした。イノケンチウス三世 (教皇在位一一九八—一二一六年) の教皇位登極とともに、この力関係は教皇優位に傾きました。そして、一二四五年に皇帝フリードリヒ二世が教皇主催の公会議によって破門の判決を下されたことは、皇帝権あるいは皇帝理念の終焉の始まりを告げる合図ではありませんでしたが、とはいえ、その担い手であるホーエンシュタウフェン朝の終焉の合図でした。けれども、一四世紀に入る前後には、教皇に対してフランス国王という新しいライバルが頭角を現し、その後はこの国王の圧力の下で、フランスの高位聖職者が教皇に選

出され、彼らは一三〇九年以降もはやローマではなく、ローヌ川沿いのアヴィニオンに行在しました(この地は、形式的には帝国レーエン〔皇帝によって封与される封地〕でしたが、しかしフランス王権の影響力にさらされていきました)。教皇権のローマへの帰還は、——本講演の対象とする時代をはみ出しますが——当初失敗しました。一三七八年に、二人の教皇がアヴィニオンとローマとでそれぞれ選挙されたために、いわゆるヨーロッパ的レベルでの教会大分裂(シスマ)が勃発しました。ようやく一四一五年に、コンスタンツ公会議で教皇権の再統一が実現されました。

本報告で論ずる時代には、さらに十字軍遠征、したがってイエルサレムと聖地を非キリスト教徒すなわちイスラム教徒から奪取する、かの企ても入ります。これには通常七回の征服戦争が数えられ、これらはコンスタンチノーブルを含めた近東の広範な地域を巻き添えにしました。第一回十字軍遠征は一〇九六年から一〇九九年まで、最後の十字軍遠征は一二七〇年に行われました。十字軍遠征が文化的、経済史的観点から見えていかに重要だったとしても、本講演のテーマ、教会の法発展にとっては周縁的な役割しか果たしませんでした。

二 教会法の学問化の環境 I…早期スコラ学

グラチアーヌスは、教会法の古典期の最初に位置する名前であり、彼の作品、いわゆる「教令集」について、以下ではもつと立ち入って論ずることにします。現代の観察者にすれば、あるいは驚くべきことかもしれませんが、新しい時代を切り開いたのは、立法者の作品、たとえば法典、したがって最高権力の担い手、支配者または主権者、本講演に即して言えば教皇や全体公会議によって生み出されたテキストではありません。そうではなく、いささか誇張し

て言えば、私人たる一学者といつてもよい人のテクストでした。ところで、グラチアーヌスの作品は、その種類から言えば、教会法令集——それも全体教会を指す類型のもの——にあたるものであり、教会法令集が法発展にとつて大きな重要性をもつたことを思い出すならば、ここで今問題にしている現象は、取り立てて驚くものではありません。

—大規模・一般的な発展傾向

—局所的な地域・時代状況

—一人の個性あふれる人物をもつた幸運の結果です。

第一の要因は、それをさらに三つの部分に分けることができます。最初に想起すべきは、グレゴリウス改革運動(第一部八)で、これは教会の新しい自己理解と自己意識を呼び起こしておりましたが、政治および道德のレベルで深部に及ぶさまざまな変化がこれに伴い、その変化の中には法的に規律されるという形の表現を取るものもありました。「グラチアーヌス教令集」がこの改革運動の精神で書かれたということは、近代の文献でもしばしば指摘されました。

第二の視座は、学問の歴史に関わるものです。ここで忘れてはならないことですが、(キリスト教)中世前期の学問という場合、第一に考えられたのは、というよりもほとんどもっぱら考えられたのは神学であり、まさにこの学問に即して対象および方法の面での思考の展開を読み取ることができます。神学は主に司教座聖堂付属学校および修道

院付属学校、スコラ (scholae) で行われ (大学ではもつと後になってようやく始まりまゝ)、そこからスコラ学という名前が出てきました。一二世紀早々まで、教会法に携わることは、神学とは分離された独自の学問分野とは捉えられず、したがって、神学の進歩は同時に教会法の進歩を意味しました。一一世紀の最後の三分の一世紀以降、知的な飛躍といふべきものを観察することができるようになります。それは、伝承されたテキストの洗練された解釈と説明 (ヘルメノイティク)、および、テクスト間の矛盾を解消するための論理学上の研ぎ澄まされた道具 (ディアレクティク・対論法) として現れました。これと手を携える形で、思考も発展し、そこから神学上のさまざまな流れが出てきました。この知的運動は早期スコラ学と呼ばれ、アリストテレス全体がラテン文化圏に知られるようになって以後の盛期スコラ学と対比されます。早期スコラ学の中心人物とされるのは、カンタベリーのアンセルムス (一一〇九年死亡) —— *credo ut intelligam* (我は理解するために信ず、すなわち、信仰と理性による洞察とを一致させる試み) で有名 —— およびペトルス・アベラルドゥス (一一四二年死亡) で、後者の著書 *Sic et non* (然りと否) は —— 前述の —— 対論法の方法を用いて、大きな影響を与えました。

三 教会法の学問化の環境Ⅱ…ローマ法学

「グラチアアーンヌス教令集」というような作品が成立するための一般的条件の第三の視座も、学問的なものですが、しかし今度は神学ではなく、法に関わる学問です。教会法学がスコラの神学から解放され、独自の学問分野として自立することができるようになり、ユスチニアヌス帝の「民法大全」としてのローマ法のテキストを対象とすることによって、法学は西方文化圏全体の中で新しい学問分野として成立していきました。ユスチニアヌス法典の中で読者に対す

る要求水準が最も高く、かつ、法学にとつてもっとも生産的な部分となったのは「ディーゲスタ〔学説集〕」であり、かくして、「ディーゲスタ」に集中的に取り組み始めたことが、ヨーロッパで今日まで続いている法学の出生を証明するものとなったのです。法学出生の時期は、一一世紀最後の二、三〇年、場所は正確に特定できる一地点、すなわちポローニヤです。この出来事はローマ法の再生と呼ばれています。これがグラチアーヌスの「教令集」編纂作業にどの程度影響を与えたか、これを言うことは難しいことです。いずれにせよ、グラチアーヌスのすぐ後に続く教会法学に対するその影響は、顕著なものでした。同じ形式の授業と文献を目的の当たりにしますし、教会法学者（カノニスト）は、直接にまたは類比・類推によつて、多くの概念や準則や法形象をローマ法や彼らの同時代人、いわゆるレジスト（ローマ法学者）〔教会法文(canon)を扱うのがカノニスト、ローマ法文(lex)を扱うのがレジスト、両者あわせてユリスト(iurista)である〕のコメントールから受け継ぎました。中世の格言に、次のように言うものがありました。「教会法を知らないローマ法学者はわずかのことしかできず、ローマ法を知らない教会法学者は何もできない」(legista sine canonibus parum valet, canonista sine legibus nihil)。¹⁰ローマ法文と教会法文、ローマ法学と教会法学は一緒になって、イタリアからスタートしてその後発展し、ヨーロッパ普通法(ius commune)となりました。

以上は、「グラチアーヌス教令集」を読む際に留意しなければならない背景的事情としての大きな発展傾向です。これらと比べますと、あるいは唐突かもしれませんが、他の二つのファクター〔局所的な地域・時代状況および作者の個人的事情〕については、わずかしか、それほどほとんど何も知りません。局所的な地域・時代状況に関しては、たしかにすべてのことが、「教令集」がポローニヤ、したがってローマ法の息吹を吸った新しい法学全体の都で書かれたことを裏付けていますが、しかし、その後すぐに続く質問が出てくると、もはや確実に答えることはできません。

その質問とは、どの修道院が修道士グラチアーヌスに制度的な枠と必要な作業道具を提供したのかという問題です。たつた今修道士グラチアーヌスと申しましたが、これは——第三のファクターを取り込むことになりましたが——ある程度の確実さをもつていえる、唯一それ限りの伝記的情報です。生誕および死亡の時や場所も知りませんし、初期の伝承が彼を先生 (*magister*) と呼んでいます、彼が教え、学生を周りに集めたのかどうか、行つたとしてそれはどこか、ということも知りません。

四 「グラチアーヌス教令集」…特色と意義

今ある形の「グラチアーヌス教令集」が何年かの間に次第に出来上がってきたテキストであるということは、すでに以前からの研究が気が付いておりました。最近になって、若干の少数の写本——ちなみに、写本は初期の印刷本も含めて何百となります——から第一版というべきもの、「原グラチアーヌス教令集」が突き止められました。それが書かれた年代は、一一四〇年より前、あるいはその頃で、続いて補充の最初で、かつ、最大の部分は一一四五年頃までに書かれました。この作品の基幹部分となるのは、約三八〇〇のテキストあるいはテキスト部分で、中世では *capitulum* [caput (章)] に小辞 *lun* が付いた、元来は小さな章の意味) として引用されます。これらのテキスト (部分) は、それ以前の教会法令集からも存知のように、さまざまな由来をもっています。つまり、それらの主要なものは、古代末期からグラチアーヌスの時代までの、キリスト教徒の全居住地 (エクメーネ) のあらゆる地域で開催された公会議 (教会会議) の決議、さらに、法的内容をもつ教皇の書簡、いわゆる教皇令 (デクレターレス)、真正のものも偽造のものも含めて (「偽イシドールス法令集」第一部一〇参照) に由来するものは、全テキストの一〇分の一弱です、

そして、とりわけ教父の作品からの抜粋です(たとえば、アウグスチヌスは約五〇〇のテキストでその言説が引かれています)。大部分は、グラチアーヌスが、この点でも先輩たちのやり方を踏襲して、より古い教会法令集から汲み取ったテキストでした。

テキストを編集して蓄積したということ、この点では、グラチアーヌスは彼以前に作られた法令集とほとんど異なるところはありませんでした。根本的な新しさ——そして、この点では「教令集」はおおよそ教会法令集といったものの型をはるかにはみ出るものでした——は、グラチアーヌスが自分の説明(中世では *paraphasi* (書き加え))と呼ばれることが多く、今日では *uicia* (付言) と呼ばれています)を付すことによって諸テキストを縦横無尽に結びつけたことでした。彼の説明の目的は、相互に交錯する諸テキストから確実な定義と法命題を獲得し、このような相互に矛盾するテキストを調和させることでした。そんなわけで、グラチアーヌスがこの作品に与えた表題は、*Concordia discordantium canonum* (逐語訳すれば、不調和の教会法令の調和) でした。「教令集」は短縮した名前で、後によく定着しました。その説明の中でグラチアーヌスは、スコラ学で通常用いられており、そして、すでに言及しました対話・対論の手法を用いました。もちろん、まったく何の模範もなしにグラチアーヌスといえども論述を進めたわけではありません。すでに考察しましたように、テキスト間の矛盾を取り除くための手助けとなる基準はすでに開発されておりました、たとえばシャルトルのイヴォの「パノルミア」の序文です(第一部八)。しかし、そこでのイヴォはなお理論だけでありまして、彼の後すぐにリュッツティヒのアルゲルスが *De misericordia et iustitia* (慈悲と正義について・一〇九五年から一一二〇年の間に執筆) という書の中で、これらの基準を自分で集めたテキストに適用しました。しかし、アルゲルスは限定したテーマを選択し、さらにこの方法を実行する密度は、その後のグラチアーヌスの密度

と同じではありませんでした。すなわち、グラチアーヌスは、その「教令集」を百科事典のようなものとして構想し、*dica* (付言) を用いて目指した通りに構造化したのです。集めたテキストを分析し、相互に一定の関係をもつものとして整理する *dica* というこの形式を用いることで、ほとんど一撃で教会法の学問化あるいは理論化 (*Intellektualisierung*) が達成されました。「グラチアーヌス教令集」と並べてみますと、それ以前の教会法令集はいかに反省的思考を刺激しないものでありましようか。

教会論および教会政策の観点から見てグラチアーヌス教令集がいかなる路線を進むものであったかは、一義的に確定することはできません。いずれにせよ、グラチアーヌスが何かある路線を純粹に代弁するというものではありませんでした。しかし、仮にある一定のプログラムを発見したといたしましても、「グラチアーヌス教令集」の成功はこのプログラムに起因するものではなく、その理由は、ちょうど良い時と場所です。全体 [Kopfs] 頭があり、胴体があり、手足がある、全部が備わってまとまって一体性をもつ」としてのテキストが利用できるようになったという事情がありました。この一体としてのテキストに即して、ローマ法のテキストと対比しながら、いまや教会法の領域でも法学といえるものが展開できたのです。ローマ法源と同様に、「教令集」もまた、これから見ますように、注釈が付され、「スンマ」が作られました。最初はポローニャで、その後すぐにヨーロッパの他の多くの教育の中心地で。

かくして、簡潔に要約しますと、「教令集」がヨーロッパ・大西洋法文化の時代を画するものとしてもつ意味は、次の三つの定式にまとめることができます。すなわち、古代末以来のキリスト教・教会思想の媒介者であり、新しい「当世風 (モダン) な」学問がもつべき方向性と方法がなんであるかを身をもって証言するものであり、何世紀にも渡つ

て歴史的偉大さをもつものとして影響を与える自立した学問分野、教会法学を創始するものであります。

五 ローマ中央の法定立についての総論、および、各論としての教皇令

世俗勢力からの独立を求める教会の戦いは、教会の中央集権化の強化と結びついていました。この過程は、とりわけ、ローマ中央から発せられる法テキスト数の増大に顕れました。教皇の法定立の形式は、複数でした。本講演の時代で最も重要だったのは、全体公会議の決議および教皇令です。グラチアーヌスが利用した最後の教会会議は、一一三九年にローマで開催されたもの〔第二ラテラノ公会議・ラテラノ教会は、ローマ司教Ⅱ教皇の教会〕です。次の全体公会議——全教会から参加する司教、修道院長その他の高位聖職者たちの集会——は、一一七九年にローマで開かれました。第三ラテラノ公会議と呼ばれるこの公会議を、重要さの点ではるかに凌駕したのが、教皇イノケンチウス三世が一二二五年に召集した第四ラテラノ公会議です。これに続く公会議では、一二四五年に開催された第一リヨン公会議、つまり皇帝フリードリヒ二世が破門判決を下された公会議のことは、すでに紹介いたしました。もう一つ別の公会議、一三一一・一二二年のヴィエンヌ公会議は、後でもう一度触れます。

公会議で発布される決議は、手続およびその一般的・仮定的性質に関して言えば、現代の法律に対比できる点があります。教皇令は、これと事情が異なります。それは、まったく具体的な法的问题あるいは法的事件のための通達です。教皇令の主要なものは、二つの種類に分けることができます。

一つは、ヨーロッパの全地域の通常裁判官または特任裁判官が助言を求めて行う照会 (*consultatio*) に対する教皇の回答です。助言を求める者、たとえば司教が実務で生じた複数の法的問題を束にしてまとめて教皇に提出するということも珍しくなく、したがってこの場合には、これに回答する一つの教皇令がさまざまな法素材からなる複数の問題を取り扱いました。

第二の種類の教皇令は、個別事件のために出される法的行為から成るものです。これは、とりわけ、教皇の *mandata* (指図) についていえます。このような指図の契機は、教皇座を第一審裁判所とする訴え提起——教皇は自身全信徒のための通常裁判官と理解していました——、または、ある教会裁判所の判決を不服とする、もしくは、不利益な扱いをする行政上の行為 (*gravamen* たとえば、ある聖職者が司教選挙への参加が認められない場合) を不服とする *appellatio* (上訴) もあります。指図は、進行中の訴訟の中で出されることもありますし、また、その外で出されることもあります。それは、特任裁判官への *commissio* (訴訟手続の委託) を含む場合もあります。

教皇令は、したがって、簡単に言えば、個別的問題および個別的事件のために個々人に宛てた教皇の意見表明です。

時には、教皇の指図が個別事件ではなく、一般的状況の悪化 (たとえば、一〇分の一税の帰属をめぐる混乱、聖職者の妻帯など) を対象とする場合もあります。その場合には、指図は、多数の受取人、たとえば大司教管区によって画される人々を名宛人として出されます。このような例として、教皇アレクサンデル三世 (在位一一五九—一一八一年) がカンタベリー大司教および彼に服属する司教 (属司教 *Suffragane*) に宛てた、際立って多数の *mandata et praecepta* (指

図と命令）があります。このような一地域を対象とする訓令が——もつと珍しいことですが——全地域向けの通達に移行することもあります。これは、後のいわゆる回勅（回状）で、これを教皇は「この書状が届くすべての大司教と司教」に宛てて出します。この回勅は、上で言及した全体公会議の決議とほぼ同レベルに置くことができます。

六 新しい法の「妥当」について

したがって、ローマ中央の法定立が用いる形式は多様でした。妥当の問題（第一部六参照）をここでも立てるとすれば、この多様性のさまざまなヴァリエーションに応じて区別しなければなりません。たとえば、ラテラノ公会議の決議はコピーが作成され、参加した高位聖職者によってその大司教管区や司教管区に流布されることが可能でした。このための一手段となつたのが、大司教区および司教区教会会議でした。ですから、ここでは、それぞれの管区のための規約（statuti）（元来は「決めたこと」、会社の定款とか都市の条例といった部分社会の規約の意味が多い、しかし、英語では制定法律の意味になる）という形の地域特別法が作られた（この点で模範となりましたのは、司教（ロワール河畔の）スユリのオドが一二〇〇年頃に主催したパリ教会会議規約です）だけでなく、一般的な、すなわち全教会での妥当を要求する法の普及もまた図られることがありました。しかし、とはいっても一個人を名宛人とする教皇令が教会の一般法規範としての位置付けを受けるということは、どのようにして可能になつたのでしょうか。ご存知のように、教皇令は「グラチアーヌス教令集」に補遺として書き留められ、また、複数の土地で、その地で得られた限りで、特別に編集されていきました。この種の手書本は、さらにコピーが作られて次に伝えられ、新しい地で補充されました。このようにして、教皇令集の（それぞれが発生から見て親、子、兄弟、孫という関係をもつ）大「家族」が

生ずる場合もありました。しかし、これだけでは十分でなかったでしょう。決定的な役割を果たしたのは、教会法学と大学で、ここで教会法は教えられ、手を加えられました。

七 デクレティスティク（教令集注釈学）とボローニャの役割

先ほど「グラチアーヌス教令集」によって教会法の学問化が始まったと申しましたが、しかし、これはいわば半分の真理でしかありませんでした。なぜなら、これに加えて、特に「教令集」を対象とする学者の専門的な活動がまず登場する必要がありました。教会法学者は「教令集」の取り扱い方の大部分を、すでに何十年にも渡って行われていたローマ法の新しい学問的加工法、すなわちレジスティク（ローマ法学）から受け継ぐことができました。あらゆる法学文献の基本形態と目されるのは注釈（Gloss）で、これは元来はなじみのない単語を言葉として説明することを意味し、しかしその後は、それぞれの専門分野の対象となるテクストの単語や文章に専門的な——最初は神学的な、ついで法学的な——注釈を加えることを意味するようになりました。この理由から、初期の（それぞれの Glossa ordinaria 標準注釈）が整うまでの）法律家たちのことを注釈家（注釈学派）とも言います。カノニスティク（教会法学）でも普通に見られた他の文献形式の中では、さらに「スンマ」と「質疑録」を挙げておきましょう。もろもろの注釈から浩瀚な注釈書ができました。一三世紀後半からは、さらに、とりわけ大コメンタール（語あるいは語句に限らず、法文に関係する問題を取り上げて論ずる）および助言集が加わりました。

しかし、「教令集」の加工者たち、それゆえ「デクレティスト」と呼ばれる人々に話を戻しましょう。彼らは、そ

の注釈および「スンマ」——これは現在の教科書に対比できる文献形式です——を書くときに、その間に発せられた教皇令を、そのテキストが手元にある限りで、*ius novum* 新しい法として引用しました。教皇令は、大体一七〇年代の最後の三分の一頃から、発展しつつある教会法学の不可欠の一部となりました。この過程は、イタリアやフランスやイングランドの複数の土地で観察することができですが、しかし決定的だったのはポローニヤの出来事です。ローマ法の注釈家たちは自分の周りに弟子たちを集め、彼らに授業を行いました。次いで、カノニストたちが自らの専門についてこれに続きました。最初のヨーロッパの大学は、創設された制度ではなく、自然発生的な制度でした。このことは、二つの有名な例、パリ——*artes liberales* (自由学芸) と神学——とポローニヤ、まさに法科の大学の例が示すところ です。ポローニヤで育まれた法学の方法は、世俗法であれ教会法であれ、ラテン語の通ずるヨーロッパのモデルとなり、新しく創設された大学で法学が教えられる場合にはいつでも、膨大なテキストの教育と研究においてポローニヤ、法学の母を指針としました。

八 古く *Compilaciones* (教皇令集) と *デクレタリスティク* (教皇令注釈学)

以上描いてきたように教皇の新しい法がデクレティストの書物に入ってきて、それによって教会の一般法として普及するチャンスを得た——なぜなら、学問は自らを地方的または地域的だと理解することはめつたにないことであって、普通には普遍的なものとして理解しているからです——のですが、これよりもっと重要だといってもかまわない、もう一つ別の状況が加わります。またもや、ポローニヤが出来事の舞台です。すでに考察しましたように(上記六)ヨーロッパのさまざまな土地で教皇令を集め始めており、その際もうすでにテキストはタイトル「章題」または表題

事項 (Rubrica) に従って整序され、それゆえ体系的な法令集ができていました。このような体系的な法令集はグラチアーヌス以前の教会法令集にも認められるものであり、さらには、ユスチニアヌス帝の法典編纂にも見出すことができるものです。「教皇令を集めた」これらの法令集は、当初は相互に邪魔されることなく出回っておりましたが、しかしその後、ベルナルドゥス・パピエンシス〔パヴィーアのベルナルドゥス〕、フアエンツァ司教、後にパヴィーア司教の *Breviarium extravagantium* によって圧倒されてしまいました。extravagantes とは、「外をほつつき歩く」、すなわち「グラチアーヌス教令集」のテキストに入らないテキストすべてを指し示す呼称でした〔ちなみに、*breviarium* は短い抜粋、ダイジェストの意味〕。一一九〇年頃に書かれたこの法令集は、グラチアーヌス前の資料およびとりわけ教皇令を集めたものです。画期的となったのは、テキストを並べる体系的な整序の仕方です。ベルナルドゥスは、彼の作品を五巻に分け、さらに各巻を一連の章に分けました。おそらく彼はユスチニアヌス帝の「勅法集 (Codex)」のスキーム〔体系〕からモデルを取ってきたと思われる。いずれにせよ、彼の体系は本講演が扱う時代において、彼の後に教皇テキストを収集するための原型を与えました。すべての教皇令集は、五巻に分ち、各巻に章を連ねるという体系を引き継ぎました (もちろん、並べ替えあるいは補充はありましたが)。

しかし、これで十分ではありません。明らかに、この作品があつて、それが何らかの説得力をもったからこそ、教会法学者たちがこの作品に「教令集」と同様に注釈を付し、これについて「スンマ」を書き始めたのです。この教会法学者の営為については、「デクレタリスト〔教皇令注釈学者〕」という呼称が定着しました。他の教皇令集が作られ (一一二〇年、一一二〇・二二年、一一二六年、一一二六年)、これらが普通には *Compilations*〔*compiare* は本来「奪う」という意味で、転じて他の著作から集めてきて編集することを言う〕という呼称をもちましたので、その後の教

皇令集と区別するために、*Breviarium* に *Complatio prima* (第一教皇令集) という名前が与えられました。この発展について教皇たちは、もちろん中には自身ポローニヤで学んだ者もいましたので、精通していましたが、しかしようやくイノケンチウス三世 (在位一一九八—一二一六年) が自身の教皇令、それも最初の一二二年の在位期間の教皇令の収集に意を注ぎました。この理由は、少なからざる偽のテクストが彼の名前で流布していたという事情で、したがってこの教皇は真正の教皇令集を作ろうと思ったのでした。この教皇令集——*Complatio tertia* (第三教皇令集) と呼ばれます——の急速な普及を確保するために、彼はポローニヤの教授と学生たちにこの教皇令集を送り、彼らがそこにある教皇令を *tan in iudiciis quam in scholis* (法廷においても学校においても) 何の疑念もなく使えることができるようにと目論んだのでした。したがって、ポローニヤで教えられ注解を付されたものが、実務にもち込まれたのでした。近代的な概念をここで用いようとして、立法と大学に根をもつ法学との緊密な結合が制度的なものとしてあったということをここで想定することは、ほとんど不可能です。ちなみに、*Complatio tertia* は、個人としての受取人宛ての教皇令だけでなく、若干の一般的・仮定的な指令も含んでおりましたが、これは *statutus* 「我らは定める」という特徴的な言い回しをしており、したがって、現行実定法律に対比できる言葉使いをしていました。

九 大規模な教皇令集：Liber Extra および Liber Sextus

一二世紀の最後の二〇年以降教皇たちが前提にできることとして、彼らの教皇令が教会法学によって注目され教会全体に流布されることがあります。教皇令は、この教会法学を通じて、いわば、個別的事件を規律するものから教会の一般法の準繩に変異したといえるでしょう。「学校」——大学と学問——は、教会の法定立に共に関与するのです。

この経験に触発されて教皇イノケンチウス三世は教皇令集——*Complatio tertia*——を作って、利用しようとしたのです。しかし、これによって学校は更なる教皇令収集活動から排除されたわけではありませんでした。学校は、第三教皇令集に集録されていないイノケンチウス三世の教皇令を何の疑念もなく引用しただけでなく、この教皇のもう一つの教皇令集 (*Complatio quarta* (第四教皇令集)) を、教皇自身はこれを承認しなかったにもかかわらず、受け入れました。したがって、言ってみれば、学校は教皇よりも強し、だったのです。

教皇と学校との間のこの相互関係にある種の変化が生じたのは、別の教皇令集からで、それは、グレゴリウス九世の委託により、スペインのドミニコ会修道士ライムンドゥス・デ・ペニャフォルテによって編纂され、一二三四年に公布された教皇令集でした。それは、*Decretalis Gregorii Noni* (グレゴリウス九世教皇令集) という呼称をもっています。その理由は、すべての教皇令が彼のペンに由来するからではなく——一〇分の一だけが彼のペンに由来し、その他はライムンドゥスがほとんど例外なくそれ以前の五つの *Complationes* から取ってきたものです——、この教皇令集が彼の在任期間に世に出たからです。今日普通に用いられている呼称は、*Liber extragantium* (すなわち、「グラチアーヌス教令集」の外にある *capitula* [*capitulum* (四参照) の複数] の複数) あるいは教皇令を集めた書)、あるいは短縮して *Liber Extra* で、さらにラテン語の速記略語法から、*extra* の代わりに今日のアルファベット文字 X が登場してきました [たとえば、*Liber Extra* の一卷一章の *capitulum 1* (第一法文) は、X.I.I.1 と表記する]。われわれが述べた変化は、教皇が——ちなみに、またもや教皇令集を大学に送付することによって——新しい教皇令集の排他性を命じた点にありました。爾後は、それ以前の *Complationes* をもはや引用してはならず、また、教皇の許可なしに新しい教皇令集を作成してはならないというのでした。第一の禁止を教会法学者は遵守いたしました。しかし、第二の

禁止は遵守せず、したがって、一二三四年以後に出た教皇令について、収集と注釈のゲームが新たに始まりました。ちなみに、それ以前の注釈書やスマなどは無くなってしまったのではなく、Liber X のために公表されたデクレタリストイク(教皇令注釈学)の作品の中に、なお重要性をもつ限りで、取り込まれました。

教皇の法定立活動という観点から見ますと、Liber X は「発展過程という長い旅の」一種の途中下車駅に当たります。それは教会法学の生産的活動の流れを断つものではありませんでした。この同じ結果は、次に挙げられるべき教皇の企て、すなわち、ボニファチウス八世が一二九八年に公布した Liber Sexus についても繰り返されました。この名称は、Liber X の(伝統的な)五巻を第六巻によって補充しようという意図から説明されます。Liber Sexus 自体を五巻に分けることは、後になって初めて行われたことです。さらに、この教皇の考えでは、六という数は numerus perfectus (完全数) $(1 + 2 + 3 \parallel 6 \text{ で } 1 \times 2 \times 3 \parallel 6 \text{ と、} 1, 2, 3 \text{ の足し算と掛け算の結果がともに } 6 \text{ になるので完全数})$ となるものであり、このようにして教会生活の事柄における完全性の実現に寄与することができると考えたのでした。この教皇令集も排他性を要求しましたが、今度は一二三四年から一二九八年までのテクストに關してです。集録された教皇令の一部は大きく手を加えられ、そのために元来の形を認識するのが容易でない場合もあります。さらに、ボニファチウス八世は、すでにグレゴリウス九世が用いていたやり方、すなわち、教皇令集編纂の機会を教会法学者の論争に断を下すために利用するというやり方を、ずっと広範に用いました(このようにして手を加えられたテクストは、通常、章の最後にあります)。歴史叙述においては、Liber Sexus の法典としての性格がしばしば強調されますが、しかし留意しなければならないことですが、現代の法典にあるような抽象的法規定は欠けており、テクストは、どんなに短いものでも、常に具体的な法的問題を決定しています。

Liber Extra および Liber Sexus に比べますと、中世の教皇が企画した最後の教皇令集、クレメンヌ五世の教皇令集、短縮して *Clementinae* は、その重要性においてはるかに見劣りします。この一三二七年に公表された教皇令集の主要部分は、一三二一・二二年に開催されたヴィエンヌ全体公会議の——一部手を加えられた——決議です。この後に教皇のテクストの編集に携わったのは、またもや学校でした。その中で最も広く流布したのは、ヨハネス二世（在位一三一六—一三三四年）の *Extravagantes*（「ヨハネス二世の教皇令を集めたのでこの名がある」）です。

一〇 新しい要因：Rota Romana の判例

これまでローマ中央に着目する場合に話題に上ったのは、いつも、個人または制度としての教皇だけで、他は言及しませんでしたが、当然のことではありますが、教皇を取り巻いて宮廷 (*curia*) といったものがあり、すなわち、あらゆる階層の補助者、つまり枢機卿、高位聖職者、公証人、書記が取り巻き、彼らはさまざまな態様で法の生産に関与しておりました。教皇の下に提起される法的事件がたまって来ますと、相互に類似する事案、あるいは、同じ事案が、とりわけ行政に関わるもので（たとえば、聖職祿の認証）多く出てくるようになり、したがって、その処理も同じ様にできるようになりました。ルーティンなものが出来上がり、それと共に標準化された手続が出てきて、決まり文句がどんどん幅を利かせ始めます。さらに、先例が繰り返され、決定すべき状況が再三再四繰り返されることになり、同じ人に事態を委ねることが望ましいことになりました。そうすれば、経験を積み重ねて、法的安定性と迅速な処理に貢献できるからです。このようにして、次第に、相互に境界を画された複数の職務領域が生じ、それは固有の

手続と宮廷内の服務員からなる固有のスタッフを伴いました。

この発展過程に裁判による法的事件の処理も組み込まれました。すでに一二〇〇年以前に、教皇は一人の枢機卿または他の宮廷メンバーを事件ごとの *auditor* (聴聞官) に任命することがありました。もちろん、これは、その事件がローマで決定され、外部の特任裁判官に委ねようとはしない場合のことでした。一二世紀中葉からは、常任の聴聞官がいることの証言があります。この聴聞官の団体について、*audientia sacri palatii* (聖宮殿の聴聞所)、後には *Rota Romana* (ローマ法廷) という呼称が定着しました (後者の呼称は、アヴィニヨン宮殿の会議の間から来ています、すなわち、この部屋の床が車輪——*rota*——の模様で敷き詰められていたのです)。したがって、ローマ法廷は自然発生的な制度であって、創設された制度ではありませんでした。後によく教皇は、裁判所の構成およびその手続に関する一定の問題に規則を定めました、その最初はヨハネス二世の教勅 *Ratio iuris* (「教皇の法令は、その始まりの語句で同定される」) でした。教皇主導の最後の教皇令集、一二一七年の *Clementinae* が、たった今言及しましたローマ法廷に関する教勅と同じ教皇の在位期間の出来事だったことは、単なる偶然だったのでしょうか。いずれにせよ、ローマ法廷の判例は、教皇令という形の教皇の法的裁決にある程度取って代わりました。一四世紀の第二三分の一期になりますと、ローマ法廷の裁判官たちが書いた判決集 (*decisiones*) が次々と出始めます。新しい類型の法学文献が生じたのですが、とはいえ、それは「既存の」*consilia* (助言) およびそれを集めた助言集と類似の特徴を示しています。これ以降、学校および実務では、ローマ法廷判決集からの引用およびそれを論拠とする論証が行われますが、それは、他の種類の法学文献、すなわち、注釈書、コメントール (「注解」、再論書 (*repetitio*)) (「大学では、一通り講じた後で、再度 (繰り返し *repetitio*) 論点を絞って掘り下げた講義を行った。これを記録したものが再論書。ちなみに、ド

イツの大学では民法・公法・刑法などは、基礎講座が終わった後で、論点を絞った *Jbung* といった授業が行われるが、*Repetition* という言い方をする大学もある」からの引用や論証と同様のことです。ローマ法廷の判決集は、論拠の武器庫を増設し、そこから大学では討論者が裁判所では弁護人が論拠を取り出して、それぞれの場で勝利を得るために役立てました。しかし、論拠として依拠する場合に、他のテキストに比べてより大きな権威が——歴史の知識を付けられた叙述にしばしば読み取ることができる思い込みとは反対に——ローマ法廷の判決に認められたわけではありませんでした。

一 一 学問と教皇権——法発展のための相互の編込み

グラチアーヌスから一四世紀の教皇までの法令集に集められたテキストを教会法学者が扱う場合、その扱い方には二通りありました。一方で、テキストに直接に、いわゆる現場で注釈や解説を加え、他方で、「(現場以外の) 他の場所で、法的地位の基礎を固めようとする場合はいつでも、テキストを援用(引用)します。何千というテキストを自由に使うことができますが、これらのテキストはさまざまな由来をもつものであり、したがって、それらのテキストの間で優劣関係があるのかという問題、すなわち、その由来を考慮して一方のテキストを他方に優先させなければならぬのか、他方が劣後しなければならないのかという問題が立てられます。ところで、早くもグラチアーヌスに法源のヒエラルヒーについての見事な理論を見出すことができます。たとえば、グラチアーヌスの説明では、教父はどんなに賢くても、そのテキストは法的問題の決定においては教皇令に劣後します(Dist. 20 「グラチアーヌス教令集」は二部に分かれ、さらに第一部は一〇一の *distincio* (区分) に分かれ、その中に個別のテキスト *capitulum* が並ぶ)。しかし、

そこからテキストを援用し、証拠品で飾り立て、双方が探し求めた論拠を対抗して並べ立てる——こういったものは、注釈やコメントール、質疑、助言、判決に大挙して見られます——段階になりますと、援用されたテキストの由来や著者は原則としてもはやなんらの役割も果たしません。引用は、冒頭部分(テキストの始めの文言)、章の表題などで行われ、これによつてテキストを探すことができますが、しかし、テキストを法源ヒエラルヒーに位置づけるために、由来や著者で引用することはありません。したがつて、——理論がどうであろうと——教父の言葉を論拠とする法的立場が教皇令を根拠とする相手方の立場に、援用の応酬の中で勝利を収めるといった事態も、出来ることです。

この現象でも教会法学と法テキストとの密接な結びつきを認めることができますが、とりわけ、本講演のテーマである法の発展を念頭に置くと、教皇によつて作られた新しい規範と法学との密接な関係が認められます。学問と教皇権、学校と教皇庁とはきわめて密接に結合され、いわば相互に噛み合わせられています。全体公会議の決議や教皇令の基礎には、学問によつて手に入れられた用語や方法がありました。また、内容的にも、公会議決議や教皇令は学界の意見分布の現状を前提としました(これを無視しては、たいていの場合現代の読者は教皇のテキストを正しく位置付け、理解することはできません)。公会議決議や教皇令の側で見れば、これらが一度出されたならば、それだけで孤立しているということはほんの短期間のことで、法令集に編纂され、注解が付されることによつて法の学問的取り扱いとの繋がりを求め、いわば文献による法の発展の流れの中に再びどっぷりと浸かることになりました。教会法学の側から見れば、法学はそれが加工する素材が公会議や教皇のテキストによつて豊富になることを歓迎しました。このように、活発な交換、ギブ・アンド・テイクが行われ、教皇権と法学とはこの交換の両サイドにあつて、離れ離

れになることなく、それぞれが独自に振舞うのでもなく、共同して、原則的に同調して教会における法発展の責任を担ったのでした。

一 学問と教皇権—法発展のための相互の編込み

一二 文献

〔テキスト〕

- ①Corpus Iuris Canonici, pars prior: Decretum Magistri Gratiani, pars secunda: Decretalium Collectiones, ed. Aemilius Friedberg, 1879 (Nachdruck 1959)
- ②Quinque Compilationes Antiquae, ed. Aemilius Friedberg, 1882 (Nachdruck 1956)

〔参考文献〕

- ③Stephan Kuttner, *Harmony from Dissonance: an Interpretation of Medieval Canon Law*, 1960
- ④Gerard Franssen, *Les décrétales et les collections de décrétales* (Typologie des sources du moyen âge occidental 2), 1972
- ⑤K. W. Nörr, *Päpstliche Dekretalen und römisch-kanonischer Zivilprozeß*, in: *Studien zur europäischen Rechtsgeschichte*, hg. von W. Wilhelm, 1972, S. 53-65
- ⑥Othmar Hageneder, *Papstregister und Dekretalenrecht*, in: *Recht und Schrift im Mittelalter*, hg. von P. Classen, 1977, S. 319-347

- ⑦ Die Renaissance der Wissenschaften im 12. Jahrhundert, hg. von Peter Weimar, 1981
- ⑧ Renaissance and Renewal in the Twelfth Century, hg. von Robert L. Benson / Giles Constable, 1982
- ⑨ Robert Kretzschmar, Alger von Lüttichs Traktat "De misericordia et iustitia": ein kanonistischer Konkordanzversuch aus der Zeit des Investiturstreits, 1985
- ⑩ Tilmann Schmidt, Paps Bonifaz VIII. als Gesetzgeber, in: Proceedings of the Eighth International Congress of Medieval Canon Law, San Diego, hg von S. Chodorow, 1992, S. 227-245
- ⑪ Peter Landau, Kanones und Dekretalen: Beiträge zur Geschichte des kanonischen Rechts, 1997
- ⑫ Anders Winroth, The Making of Gratian's Decretum, 2000
- ⑬ Angela Santangelo Cordani, La giurisprudenza della Rota Romana nel secolo XIV, 2001
- ⑭ Peter Herde, Zur päpstlichen Delegationsgerichtsbarkeit im Mittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kan. Abt. 88 (2002) S. 20-43
- ⑮ Stagnation oder Fortbildung?: das allgemeine Kirchenrecht im 14. und 15. Jahrhundert, hg. von M. Bertram, im Druck

〔訳者付記〕 本稿は、平成一六年六月一二日桐蔭学園メモリアルアカデミウム・ポロニアホールで開催された桐蔭学園四〇周年記念学術講演会の講演原稿である。当日は、鶴川昇学長の挨拶の後、ネル教授（チュービンゲン大学教授・本学終身教授）が講演を行った。すでに本誌前号（一〇巻二号）で掲載された第一部「グラチアーヌスまでの時代」に続くものである。現在のところ、本稿でも論ぜられているローマ法廷の判例を中心として、他のイタリア諸都市の判例とも対比しながら論ずる第三部が予定されている。本稿の表題となっている「法発展」は、ドイツ語では

Rechtsfortbildung で、現在の実定法学では、立法を受けて裁判所がそこで示された法を「さらに」発展させるという意味で理解されている。これは、言うまでもなく、立法と裁判(判例)を明確に区別し、その分業と協働による法の発展を念頭に置いたものである。しかし、そうした区別が確立するまでの過程を論ずる、本稿および前稿では、現在のテクニカルチームに限定されずに広い意味で、この語を用いた。ただし、第二部の講演がいつ行われるかについては、なお未定である。しかし、いずれにせよ、この連続講演が完結すれば、中世教会法学について簡潔でしかし要点を抑えた通史的叙述を得ることになる。中世教会法学は、狭義のヨーロッパ法史だけでなく、政治思想史あるいは自然法論の歴史という観点からも、ますますその重要性が認識されつつある。しかし、他方で、部外者にとつて極めてとつつきにくいものでもある。大西洋をはさんで開催される中世教会法学会に集まる少数の専門家に限定されない、開かれた教会法学が求められている。そうした意味でも、本(連続)講演は重大な意味をもつものである。

なお、当日の質疑応答で注目すべきものとして、イスラム法との対比で注釈のテキスト化の問題が論ぜられた。ローマ法または教会法の注釈書では、中心にテキストをおき、その周囲に注釈が付されるというスタイルが取られている。これに対して、イスラム法では、この周囲にある注釈のさらに外側に注釈の注釈が付され、そのようなものとして注釈書が流布した。これは、最初の注釈がそれ自体として権威をもつテキストになったことを意味する。これとの対比で、ローマ法や教会法にこのような注釈の注釈があるのか、またそれが付された書物が流布したのかどうか、質問がなされた。これに対するネル教授の回答は、以下のようであった。たしかに注釈の外側に additions(付加的説明)が付され、またそうした刊本が出版された。しかし、これらの付加的説明は注釈に対する注釈ではなく、注釈の語に対する説明の場合もあるが、他の法文あるいは学説の指示といった場合もある。また、注釈の権威について言えば、法学のレベルで権威をもつことはなかった。つまり、それをテキストとして、さらに注釈を付すということはなかった。しかし、

実務のレベルでは、実際に権威をもち、たとえば「アゾーをもたざる者は法廷に出るべからず」という中世の格言もある。以上は、比較法制史上重要なテーマに触れるものであり、今後深められるべきものと思われるが、残念ながら時間の関係で、議論を打ち切らざるを得なかった。

（おがわ こうぞう・本学法学部教授）